

エイジフレンドリー補助金活用好事例

～介助業務による腰痛防止のため入浴用リフトを導入～



補助金を活用し導入した入浴用リフトはこちらです！！

利用者を車いす等からリフトに移乗します。



リフトを専用浴槽の横へ移動。リフトアップ（自動）します。



リフトをスライドさせ、リフトダウンし、入浴。



入浴用リフトを使用しないと、介助者にはどのような負担がありますか？

高い頻度で利用者さんを抱え上げることになり、介助者の腰痛発症のリスクが高まります。

利用者さんの健康状態によっては3名で入浴介助を行う必要もありました。

デイサービスの利用者さんはほとんど入浴されますから、かなりの重労働なんです...

そのため、補助金を活用して入浴用リフトを導入しました。

【通常の介護用浴槽での介助の様子】



エイジフレンドリー補助金を活用して、いかがでしたか？

入浴用リフトは非常に高価なものなので、その費用の一部を補助いただけたのは、非常に助かりました。

申請時には、何度も申請先に電話問合せをさせていただき、都度、丁寧に説明いただけたのでスムーズに申請ができました。

事例提供事業場情報

事業場名：医療法人社団昭桜会 桜台デイサービスセンター

所在地：千葉県白井市

業種：社会福祉施設

労働者数：20人（高年齢労働者数は内9人）

申請時点における人数

利用コース：労働災害防止対策コース（旧名称）

対策内容：腰痛予防対策

対策詳細：介護用入浴リフト1台を購入

補助金額：対象経費の1/2（上限額100万円）

令和7年度エイジフレンドリー補助金を積極的にご活用ください！！【裏面参照】

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内（抜粋版）

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、 優先順位の高い労働災害防止対策 に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） 熱中症予防対策プラン	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 労働者（年齢要件なし） が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く）	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先
 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください

お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086

受付時間
 平日10:00～12:00/13:00～16:00
 （土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
 < 8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く >

エイジフレンドリー補助金についての詳細は右のQRコードから厚生労働省ホームページにアクセスしご確認ください。

